

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 730-8504
ひろしまけんひろしましなかくもとまち
住所 広島県広島市中区基町 21-3
かぶしきがいしゃ ちゅうごくほうそう
氏名 株式会社 中国放送
あんどう よしひろ
代表取締役社長 安東 善博

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見の要旨

- (1) 当社は本報告書（案）について、基本的に賛成である。
- (2) ブロック分けについては、それぞれのブロックの地域性や参入希望者の意見をふまえたうえで、国が定める事が適当である。
- (3) 新たな周波数割当て方法については、「とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと」に賛同する。
- (4) 参入規律については「ハード・ソフト一致」の事業形態が望ましいが、分離型の制度が採用されるのであれば、「デジタルB S型受委託」の形をとることが適当であると考えている。
- (5) 放送局の自由享有基準について「基本的に緩和の方向とすることが適当である」と記されている事に賛同する。
- (6) サイマル放送の扱いについては、特に制約を設けるべきではないと考える。
- (7) 技術方式の在り方として、1の技術方式を国内規格として統一する事に賛同する。

以上

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体			今回の報告書(案)について、地方ブロック向けデジタルラジオ放送への参入を希望している当社は基本的に賛成である。
13 頁	17 行～18 行	第 2 章 実現する放送 ・ 現在の地上放送と同様に、地域情報を提供する「地域向けの放送」も必要であること。	地域向け放送の必要性が、本報告書(案)において明記されている事について、「情報の地方分権」を唱え続けてきた当社は大いに賛同する。
13 頁	27 行～33 行	第 2 章 実現する放送 これらの視点に加え、新たな放送の実現による「産業の振興」「コンテンツ市場の振興」「国際競争力の強化」「通信・放送融合型サービスの実現」「地域振興」「地域情報の確保」といった求められる理念の確保を勘案しつつ、議論を積み重ねた結果、「全国向けマルチメディア放送」(以下「全国向け放送」という。)、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」(以下「地方ブロック向け放送」という。)、「デジタル新型コミュニティ放送」(以下「新型コミュニティ放送」という。)の三つのタイプの放送(以下これらを総称して「マルチメディア放送」という。)の実現が適当であると考えた。	携帯端末向けマルチメディア放送サービスのひとつとして、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」が認められたことについて、大いに歓迎する。
14 頁	表 3 行～9 行	第 2 章 実現する放送 地方ブロック向け デジタルラジオ放送 ○全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある(注 2)。	全国をどのようにブロック分けするかについては、それぞれのブロックの地域性や参入希望者の意見をふまえたうえで、国が定める事が適当である。

15 頁	2 行～7 行	<p>第 2 章 実現する放送</p> <p>(注 2) 国が定める場合には、例えば、放送法における地方ブロックの定め方である日本放送協会（以下「NHK」という。）の地方放送番組審議会の区分け（概ね、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄に相当する 8 ブロック）に準ずることが考えられる。さらに、このうち、中国と四国については、民放の地上テレビジョン放送において、岡山県と香川県を一つの放送対象地域としていることを勘案し、一体的に扱うことも考えられる。</p>	<p>デジタルラジオ放送のブロック分けについては、地域の文化や経済的なつながり等を基本にして考える必要があるが、国が進める道州制の区分けと合致させる事が自然であると考えられる。</p>
21 頁	5 行～12 行	<p>第 3 章 周波数の割当て</p> <p>2 割当て周波数の検討</p> <p>(3) V-L O W、V-H I G Hの割当ての考え方</p> <p>V-L O Wは、V-H I G Hと比較すると、電波の波長が長く建物等への回り込みやすさに優れているが、他方、受信用アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある（注 1）ほか、スポラディック E 層による混信（注 2）の悪影響を受け易いとされている。</p> <p>(注 1) 本懇談会での携帯電話端末メーカーへのヒアリングによれば、現時点の見通しとして、携帯電話端末に V-H I G Hに対応するアンテナを内蔵することは可能であるが、V-L O Wについては困難であることから、V-L O Wに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。</p>	<p>受信端末の普及や受信者の利便性を考えると、V-L O Wについてアンテナが携帯電話端末に内蔵できるよう、技術開発の発展に強く期待したい。また国には、メーカーに対してその働きかけをお願いしたい。</p>

23 頁～24 頁	33 行～22 行	<p>第 3 章 周波数の割当て 3 新たな周波数割当て方法の検討 (2) 「地方ブロック向け放送」の扱い</p>	<p>災害時の緊急放送をはじめとする地域情報の確保や、地域文化・地域社会への貢献の面から考えて、「とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと」に賛成する。</p> <p>周波数割り当てについては、混信・妨害が発生しないよう全国全ブロックを考慮した周波数割り当て調整が必要であるとする。円滑な置局作業の実現のためにも「基本的な周波数の割り当て」については、国が調整することが望ましい。</p> <p>また、準備ができたブロックから順次申請がなされた場合においても周波数割り当てが可能となるような「周波数使用計画」が策定されることを希望する。</p>
30 頁	11 行～18 行	<p>第 4 章 制度の在り方 2 参入規律 ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている。</p> <p>これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般に想定し難い。</p>	<p>日本の地上放送の歴史を振り返ると「ハード・ソフト一致」の制度は、言論表現の自由を保障するとともに、放送サービスの国民へのあまねく普及を推進し、成し遂げる役割を果たしてきた。デジタルラジオ放送においても「ハード・ソフト一致」の事業形態が望ましい。</p> <p>分離型の制度が採用される場合には、ソフト事業者が、地域情報を確保し地域文化・地域社会へ貢献すると共に、災害時の迅速な情報提供をするためにも、ソフト事業者の編成権を保障する「デジタルBS型受委託」の形をとり「緩やかな一致」とすることが適当であるとする。</p> <p>なお、当社テレビと愛媛県のあいテレビとはデジタル化に際し、マスター設備を共同で運用する、いわゆる「配信センター」を取り入れたが、その際、編成権と設備の独立を明確にし総務省より免許を受けていることを付記させていただく。</p>

30 頁	19 行～21 行	<p>第 4 章 制度の在り方 2 参入規律 ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p> <p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</p>	<p>ソフト会社（または放送事業に参入を希望する社）が出資してハード会社を設立する「デジタルBS型受委託」であれば、必ずしもインセンティブを必要としない。</p> <p>ハード事業者がソフト事業者となる場合の、メリットとデメリットを慎重に検討したうえで、制度整備をして頂きたい。</p>
31 頁	22 行～25 行	<p>第 4 章 制度の在り方 2 参入規律 （2） 出資規律 ア 放送局に係る表現の自由享有基準 （イ）マルチメディア放送の扱い</p> <p>具体的な適用の在り方については、放送メディアの特性に応じた規律をしている現行制度を踏まえつつ、地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p>	<p>「放送局の自由享有基準」について「基本的には緩和の方向とする事が適当である」と記されている事について、マルチメディア放送の円滑な普及の観点から、大いに歓迎し賛同する。また、既存放送事業者が、その他の参入希望者に比べ、不公平とならないような配慮をお願いしたい。</p>

34 頁	5 行～14 行	<p>第 4 章 制度の在り方 3 事業規律 (1) 番組関係 イ サイマル放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送については、例えば「全国向け放送」ではBS放送やCS放送と同じ番組が、また、「地方ブロック向け放送」ではアナログラジオと同じ番組が放送されることも考えられる。こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>都市雑音や混信など、アナログラジオの受信環境が悪化する中、聴取者保護の面からも、サイマル放送は有効であり、受信端末の普及にも大きな効果があると思われる。従ってサイマル放送には事業者の判断を優先させ、制約は設けるべきではないと考える。</p>
41 頁～43 頁	11 行～	<p>第 5 章 技術方式の在り方 1 基本的考え方 (3) 国内規格の統一の要否</p>	<p>聴取者に対し混乱や無用な費用負担を強いる事をなくすためにも、「地方ブロック向け放送」について、1の技術方式を国内規格として統一する事に賛同する。「全国向け放送」においても、同一の方式を採用する事により受信環境の整備が容易となる事が想定できる。受信端末コストの低廉化、普及の促進等の面からも、共通の技術方式を用いる事が望ましい。</p>